

10 小児医療体制（小児救急を含む）

（1）現 状

（小児医療の現状）

- 当圏域の小児人口（15歳未満）は、平成27年には21,606人であり、平成17年の32,362人に比べて33.2%減少しています。（人口は、平成17年及び27年の国勢調査）また、平成28年の小児人口1万人当たりの小児科医師数で見ると、9.3人で全道の15.3人（全国17.6人）を下回っています。
- 厚生労働省の調査（平成16年度実施）によると、小児救急患者の時間帯別の受診状況は、平日では夕刻から準夜帯（18時から22時頃まで）にかけて増加傾向にあり、土日では更に多くなっており、小児救急患者は、いわゆる時間外受診が多い実態があります。
- また、小児救急における受療行動には、少子化、核家族化や共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等による専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。

（小児医療提供体制）

当圏域の小児科標ぼう病院数は、令和3年4月1日現在8か所で、平成30年2月1日より1か所（14.3%）増加し、小児科標ぼう診療所数は30か所で、平成30年4月より5か所（14.3%）減少しています。

（小児救急医療体制）

- 道では、小児救急医療体制の整備に対する社会的要請が強まっていることから、通常の救急医療体制によるほか小児救急医療支援事業により、小児二次救急医療の体制整備を図っています。
- 当圏域では、社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院が平成18年10月から、小児救急医療支援事業^{*1}を実施しています。
また、北海道小児地域支援病院^{*2}として管内では5病院が知事の選定を受けています。

小児救急医療支援事業（平成11年～）

事業概要	輪番制により休日・夜間の小児の二次救急医療を確保する。
対象圏域	二次医療圏単位（原則）～道内21医療圏（42施設）
事業主体	市町村長の要請を受けた病院

[医療機関名公表基準]

*1 小児救急医療支援事業

初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に休日・夜間における入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療を確保することを目的とした北海道補助金等交付事業

*2 北海道小児地域支援病院

小児医療の中核的な医療機関若しくは一般的な入院医療や小児の二次救急医療を担う医療機関として北海道知事が選定した医療機関

(北海道小児救急地域医療研修事業)

北海道では、道内の内科医等を対象とした小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療に係るネットワーク体制を構築しています。

北海道小児救急地域医療研修事業*¹（平成17年度～）

実施機関	北海道医師会に委託
実施地区	第三次医療圏を基本に、全道8地区に区分し開催
対象者	在宅当番医制に参加する医師、行政関係者など

(小児救急電話相談事業)

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話による助言を行っています。

小児救急電話相談事業（平成16年度～）

電話番号	011-232-1599（いーこきゅうきゅう） ※プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000」番も利用できます。
相談対応	毎日、午後7時から翌朝8時まで。 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）
利用に当たっての注意事項	医師が直接診療して治療を行うものではなく、あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言・アドバイスを行うものです。

(2) 課題

(小児医療体制等の確保)

休日・夜間における軽症の患者の増加などにより、小児科勤務医が長時間に渡る不規則な勤務を余儀なくされており、その改善が求められています。

(小児救急医療体制の確保)

当圏域においては、平成18年10月から小児救急医療支援事業を社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院で実施していますが、小児科医師の不足により他の病院の参加が得られない状況にあります。

(3) 必要な医療機能

(症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実)

疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

*1 北海道小児救急地域医師研修事業

道内の内科医等を対象とした小児科救急に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療、地域の小児救急体制の補強を目的に、北海道が北海道医師会に委託して実施する事業。

(4) 数値目標等

当圏域として、北海道医療計画の現在の全道値を目標値として、達成のため努力します。

指標名（単位：人）	現状値		全道値	目標値	現状値の出典 （策定時・見直し時の 年次）
	計画 策定時	中間見 直し時			
小児科医療を行う医師数 （小児人口1万人対）	9.3	8.8	15.5	15.5	平成28年・平成30年 厚生労働省「医師・歯科 医師・薬剤師調査」

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

（小児医療体制等の確保）

【相談支援体制等】

- AEDの使用法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。
- 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの活用を促進するとともに、医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療について啓発に努めます。

【一般の小児医療及び初期小児救急医療体制】

小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、小児救急医療地域研修事業の受講促進など、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。

【小児専門医療及び入院小児救急医療体制】

- 北海道小児支援病院による入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。
- 小児専門医療を担う病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。

【北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院の選定基準】

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を担っていること
- ④ NICUを整備していること

<北海道小児地域支援病院の選定基準>

次の要件のいずれかを満たす医療機関

(要件1) 北海道小児地域医療センターの選定基準のうち、①及び②を満たし、小児二次救急医療を担っている医療機関又は救急告示医療機関であり、かつ、分娩を行っている病院

(要件2) 北海道小児地域医療センターの未整備圏域において、以下のア～ウを満たす病院

- ア 小児科の常勤医師が勤務していること
- イ 小児科の入院医療を提供していること
- ウ 小児二次救急医療等を担っていること

(小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保)

【小児高度専門医療の提供】

小児高度専門医療を提供する大学病院、北海道子ども総合医療・療育センター、総合周産期母子医療センターなどとの連携に努めます。

【療養・療育支援体制の確保】

発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

(災害時を見据えた小児医療体制)

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称

【小児科及び小児科外科を標ぼうする医療機関】

令和3年4月1日現在

保健所	病 院	有 床 診 療 所	無 床 診 療 所
小樽市	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	中垣内科小児科医院	梅ヶ枝内科・眼科クリニック
	●小樽市立病院	医療法人社団大橋内科胃腸科クリニック	おたるこどもクリニック
	◎●社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院		医療法人社団小野内科医院
	医療法人 北光会 朝里中央病院		そとぞの内科医院
	医療法人社団三ツ山病院		医療法人社団つだ小児科
			医療法人社団敬愛会本多医院
			小樽市夜間急病センター
倶知安	●社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院	島牧診療所	蘭越診療所
	●J A北海道厚生連倶知安厚生病院	寿都町立寿都診療所	医療法人ニセコ医院
		黒松内町国保くろまつないブナの森診療所	真狩村野の花診療所
		古平町立診療所海のまちクリニック	留寿都診療所
			倶知安町保健福祉会館
			医療法人社団健生会さとう内科医院
			ようてい小児科・アレルギー科クリニック
			ニセコインターナショナルクリニック
			積丹町立国民健康保険診療所
			仁木町保健センター医務室
			勤医協余市診療所
			赤井川診療所（赤井川村立）
岩内	●社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院		小沢診療所（共和町立）
			発足診療所（共和町立）
			前田診療所（共和町立）
			医療法人社団前田医院
			神恵内村立神恵内診療所

◎小児救急医療支援事業実施病院

●北海道小児地域支援病院

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

(8) 薬局の役割

子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療育できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。

小児医療連携体制

(平成31年4月現在)

